

Title	『サヴォイ宣言』研究 : 『ウェストミンスター信仰告白』との比較(その2)
Author(s)	佐野, 正子
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.18, 2000.11 : 356-377
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3466
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

『サヴォイ宣言』研究

——『ウェストミンスター信仰告白』との比較——（その2）

佐野正子

第一部 『サヴォイ宣言』本文全訳および変更箇所（前号掲載）

第二部 『ウェストミンスター信仰告白』と『サヴォイ宣言』の比較（本号掲載）

第二部 『ウェストミンスター信仰告白』と『サヴォイ宣言』の比較

第一章 はじめに

『サヴォイ宣言』の教理に関する研究は、これまでわが国においても、そして英語圏においても余りなされてこなかったと言つてよい。イングランドにおいて独立派の代表が集まり、会衆派教会として信仰簡条を公にしたのは、『サヴ

『オイ宣言』が初めてである。『サヴオイ宣言』が、『ウエストミンスター信仰告白』のどの部分をそのまま採り入れ、またどの部分をどのように変更して作られたのかということ明らかにすることは、独立派（ないしは会衆派⁽¹⁾）の神学的特徴を捉える上で不可欠なことであると思われる。

本稿では、『ウエストミンスター信仰告白』と『サヴオイ宣言』を比較して、主に教理の面における共通点と相違点を考察したい。

第二章 『ウエストミンスター信仰告白』と『サヴオイ宣言』における共通点

一 構造における類似

『ウエストミンスター信仰告白』と『サヴオイ宣言』を比較すると、両者の構成は非常に類似している。『サヴオイ宣言』は、『ウエストミンスター信仰告白』の項目の順序にしたがって構成されている。『サヴオイ宣言』の構成上の相違は、第十九章の後に新しく「福音についておよびその恵みの範囲について」という章を挿入したことと、『ウエストミンスター信仰告白』の第三十章「教会の譴責について」および第三十一章「シノッドとカウンシルについて」を省略している点のみである。その他の項目については『ウエストミンスター信仰告白』と同じ項目である。『サヴオイ宣言』には、長い「序文」と「諸教会の設立とイエス・キリストによってそれに対して命ぜられた職制」（以下「諸教会の設立」と略す）という教会統治に関する綱領が新たに付け加えられている。

二 教理において共通に見られる特徴

『サヴォイ宣言』は、『ウェストミンスター信仰告白』の教理に関する多くの部分をそのまま取り入れ、修正されるべきであると考えた箇所のみを変更している。まず両者の教理に共通に見られる特徴を考察し、次に変更および加筆された箇所に表れた『サヴォイ宣言』の特徴を見てみたい。

(一) 規範としての聖書

『ウェストミンスター信仰告白』と『サヴォイ宣言』は聖書論を第一章に置いている。⁽²⁾ 聖書論から信仰告白を始めるというところに一つの特徴が表れている。第一章では、旧・新約聖書は「すべて神の靈感によつて与えられ、信仰と生活との規範となつた」⁽³⁾と述べられている。聖書を「信仰の規範」であると同時に「生活の規範」であるとする点が特徴的である。『三十九箇条』では聖書を「信仰の規範」とし、「生活の規範」としては外典の役割も認めていた。⁽⁴⁾ それに対して『ウェストミンスター信仰告白』および『サヴォイ宣言』では、外典は「神の教会においては何の権威もなく、人間による他の文書とは異なつた評価を受けたり、用いられたりしてはならない」⁽⁵⁾として外典に対して否定的である。正典を信仰と生活の両方の規範として高く位置づけているのである。

また「救いのために知り、信じ守らなければならない事柄は、聖書のどこかの箇所に、きわめて明瞭に示され説明されている」⁽⁶⁾という記述が示しているように、神の真理が聖書に明記されていると考えられている。この聖書観はウェストミンスター会議自体の討議の仕方にも表れていた。討議はすべて、一つ一つの事項に関して証拠となる聖書箇所を検討して行なわれた。「聖書のみ」(sola scriptura) という「聖書原理」によつて作成されたことが分かる。「第一の規範」

(ノルマ・ノルマンズ)として聖書は捉えられているのである。『ウエストミンスター信仰告白』と『サヴォイ宣言』は、聖書論を冒頭に置いて、聖書が教理と生活全体の規範であることを明言して信仰告白を始めているのである。このことは彼らが「聖書のみ」に基づく信仰告白を目指していたことを示している。

(二) 神の「聖定」

当時のイングランドの神学状況との関わりにおいて、『ウエストミンスター信仰告白』の教理はアルミニウス主義とアンティノミアニズム(反律法主義)とに対して自らの神学を明らかにする必要があった。^⑦アルミニウス主義は、神の無条件的な予定による人間の救済というカルヴェイニズムの考えを批判し、人間の救済には神の恵みと共に人間の関与が必要であると主張する。またそれとは逆にアンティノミアニズムは救済の一切を神の恵みによるとし、救いのプロセスにおける人間の側の関わりを否定する。^⑧これらの神学思想に対して『ウエストミンスター信仰告白』および『サヴォイ宣言』は、どのように教理を表明しているのだろうか。

結論を先取りして述べるならば、『ウエストミンスター信仰告白』と『サヴォイ宣言』は、『アルミニウス主義とアンティノミアニズムの両方の考えを否定して、人間の救済における絶対的な神の主権と、救われた人間の側の応答の必要性の両方を説いている。以下の考察において、この特徴を神の「聖定」、キリストの贖罪、「救済の秩序」という項目に分けて論ずることにしたい。

人間の救済における神の主権は「神の永遠の聖定」(God's Eternal Decree)の教理によく表現されている。^⑨「神は、悠久の永遠から御旨の最も賢く聖なる計画によって、起こることはなんでも自由に不変的に定められた」と書かれ、「命へと予定された者たちは、神がこの世の基の置かれる前から、神の永遠不変の目的と、御旨の隠された計画と良きご意志に従って、キリストにおいて永遠の栄光へと選ばれた」と述べられている。^⑩また第五章「摂理について」においては、

「あらゆるものの偉大な創造主である神は、すべての被造物、行為、事物を、大いなるものから小さいものまで、神の誤りなき予知と御旨の自由不変の計画に従って、神の最も賢く聖なる摂理によって、保ち導き秩序づけ統治される」と記されている。¹⁵このように『ウエストミンスター信仰告白』と『サヴォイ宣言』は、反アルミニウス主義の立場に立ち、神が永遠からご自分の計画に従ってあらゆることを定められたということを書いてある。¹⁶

この「聖定」の教理は、改革派神学で強調されるようになった教理である。J・H・リースは、ジョン・カルヴァンは「聖定」という言葉をわずしか用いていないのに対して、その後の改革派神学者たちは十六世紀後半から十七世紀前半にかけて次第に頻繁にこの言葉を用いるようになったことを指摘している。¹⁷カルヴァンと後の改革派神学者との間では「聖定」についての力点がやや異なっているのである。¹⁸カルヴァンの『綱要』では「神の予定」は「キリスト者の生活」の後で論じられているのに対して、『ウエストミンスター信仰告白』および『サヴォイ宣言』では第三章に置かれ、神についての教理と創造の教理の間に位置づけられている。すなわちここでは「神の永遠の聖定」の枠組みの中で、救済の教理が組み立てられており、「神の予定」はカルヴァンの神学よりも体系的に捉えられていると言えるであろう。

(三) キリストによる贖罪

ウエストミンスター会議の議事録によると、予定説との関連の中でキリストの贖罪をめぐる激しい議論が展開されたことが記録されている。¹⁹A・F・ミツチエルは、会議の委員たちの中でキリストの「贖罪」に関して、以下の二つの異なった見解があったことを指摘している。²⁰議論の争点は、キリストの死による贖いは、すべての者のためになされたのか、あるいは選ばれた者のためにのみなされたのかという点にあった。ジョージ・ギルスピー、サミュエル・ラザフォードらは、「キリストは選ばれた者のためにのみ死なれた」という限定贖罪説を主張している。それに対してエドモンド・カラミー、ステイブン・マーシャル、リチャード・ヴァインズ、ラザルス・シーマンらは、限定贖罪説に

反対し、キリストによる罪の贖いはすべての者のためになされたことを主張している。

限定贖罪説に反対しているカラミーの主張を見ると、彼はアルミニウス主義の立場を否定し、ドルト会議におけるイングランドの神学者の見解を以下のように要約して賛成している。それは「キリストはすべての者のために贖われた。すなわち選ばれた者のためには絶対的な意図を持ち、神に見放された者のためには彼らが信じるならばという条件付きの意図を持つていた」というものである¹⁸。カラミーは、アルミニウス主義者の言う普遍贖罪説では、キリストの死は救いにおいてすべての人に等しい状態をもたすことによつて、選ばれた者と見放された者との違いが無視されていると批判している。彼自身の考えは、キリストによる贖いはすべての者のためになされたが、キリストの贖罪が適用されるのは選ばれた者に限られるというものである。彼は、ヨハネによる福音書三章一六節の「彼はそのひとり子を賜わったほどに、この世を愛して下さった」という箇所における「この世」とは、選ばれた者と見放された者の両方を意味していると解釈し、またマルコによる福音書十六章十五節には「全世界に出て行つて、すべての造られたものに福音を宣べ伝えよ」とあるように、もし恵みの契約がすべての造られたものに宣べ伝えられるべきであるならば、キリストは選ばれた者と見放された者の両者のために罪を贖われたと考えるべきであると主張している²⁰。

このカラミーの主張に対して、ジョージ・ギルスピーは次のように反論している。「この世」とは「選ばれた者」のことを意味しており、カラミーが言うように「すべての者」を指しているのではない。人は信じるように定められているために信じるのであつて、キリストはこのような選ばれた者のために死なれたのである。神の普遍的愛を主張することは、見放された者に対する絶対的遺棄という予定の教説を否定することになると述べて、カラミーの主張を批判している²¹。

このように討議の中では、キリストの死による贖いが、選ばれた者のためであつたか、それともすべての者のためであつたかという点で見解が分かれていた。しかし両者は、キリストの贖罪が実際に適用されるのは選ばれた者だけであ

るといふ点では一致していた。『ウェストミンスター信仰告白』において記されている「彼らは選ばれた者でありながらアダムにおいて墮落しているので、キリストによつて贖われた」といふ表現は、両者の見解とも矛盾しないものであると考えられる。²³ここでは選ばれた者に対するキリストの贖いの適用が述べられているからである。キリストの贖いはすべての者に与えられているという普遍的贖罪説をとるアルミニウス主義の立場が否定されているという点では、彼らは共通の基盤に立つて議論を行なつていたと言えるであらう。

このように『ウェストミンスター信仰告白』および『サヴォイ宣言』では、キリストによる贖罪に関して、反アルミニウス主義の立場が表明されており、実際にキリストの十字架による贖いを受けられる者は、選ばれた者であると考えられている。

(四) 「救済の秩序」

『ウェストミンスター信仰告白』および『サヴォイ宣言』では、救済論は「救済の秩序」(Ordo Salutis) という順序に従つて叙述されている。「救済の秩序」は、まず「有効な召命」に始まり、「義認」、「神の子とされること」、「聖化」と続き、「救いの信仰」、「よきわざについて」、「聖徒の堅忍」、「恵みと救いの確信」、そして「栄化」へと至る道である。²⁴この「救済の秩序」という改革派神学の救済論は、ウィリアム・パーキンズの神学の影響の下、イングランドにおいても広く浸透した神学思想である。この改革派神学の伝統の中に、『ウェストミンスター信仰告白』および『サヴォイ宣言』の救済論は位置づけられるのである。

「救済の秩序」は、神の選びによつて始められる。「有効な召命」は選ばれた者に対する神の行為を表わしている。「この有効な召命は、神の無償の特別な恵みのみによるものであり、決して人間の中に予見されるいかなるものにもよるものではない」と記されているように、「召命」は「神の無償の特別な恵み」のみによつて起こることが強調されて

いる。アルミニウス主義が、救われる能力を人間の側に与えていることは対照的に、『ウエストミンスター信仰告白』では「人間の中に予見される」何ものかによって召し出されるのではないと主張されている。

そして神によつて召された者は、義とされ、キリストのゆえに子となる身分を授けられると考えられている。「義認」について「神は、有効に召した者をさらに価なしに義とされる。それは……ただキリストによる以外の何ものでもない」と記されている。また「神はひとり子イエス・キリストにおいて、彼のゆえに義とされるすべての者を、子となる恵みにあずかる者とされる」と述べられている⁽²⁸⁾。義とされ、子とされることは、ただひたすら「キリストのゆえ」によることが強調されているのである。このように、選ばれた者が召され、義とされ、子とされることは、人間の側の値なしに、ただ一方的な神の人間に対する恵みの行為であることが表明されているのである。

『ウエストミンスター信仰告白』および『サヴォイ宣言』では「義認」と「聖化」は明確に区別され、定義されている。「義認」とは、神が「彼らの罪を赦して彼らの人格を義なるものと見なし受け入れることによる」のに対して、「聖化」とは召し出された者が「実質的に人格的により聖化される」ことである⁽²⁹⁾。「残存する墮落は一時的に優勢になるかも知れないが、キリストの聖化の御霊から力を絶えず与えられることにより、再生の側が勝利する」と記されている⁽³¹⁾。つまり「義認」は「罪」からの解放を意味し、神に義として受け入れられることであるのに対して、「聖化」は人間の「墮落」からの解放を意味しており、「キリストの御霊」が継続的に注がれることによつて新しく生まれ変わることであると考えられているのである。J・フォン・ローアが述べているように、「義認」は「われわれの外から」働かれる神の行為であるのに対して、「聖化」は「われわれの内において」働かれる神の行為であると言えらるであろう⁽³²⁾。

さらに「救いの信仰」と「救いの確信」が区別されて取り扱われていることを特徴として挙げる事ができる。「救いの信仰の主な行為は、義認と聖化と永遠のいのちのために、恵みの契約によつてキリストのみを認め、受けいれ、よ

り頼むことである³³⁾」と記されている。「救いの信仰」とは、キリストを受け入れるという受動的な行為として考えられているのである³⁴⁾。

それに対して「恵みと救いの確信」は、「信仰の本質には属していない」とされ、「召しと選びを確かなものにするために勤勉に励むことは、すべての信仰者の義務である」と主張されている³⁵⁾。そのため「よきわざ」が「真実の生きた信仰の結実であり、証し³⁶⁾」となる。「救いの確信」は「信仰」それ自体ではなく、「信仰の結実」として考えられているのである³⁷⁾。この点においてアンティノミアニズムは否定される。

このように「信仰」と「救いの確信」は区別されるものとして考えられているが、それらがどちらも、聖霊の働きとして考えられていることは注目すべき点である。「信仰の恵みは、選ばれた者の心の中にあるキリストの御霊の働きである³⁸⁾」と述べられており、また「彼らがよきわざをする能力は、決して彼ら自身のものではなく、完全にキリストの御霊からのものである³⁹⁾」と記されている。「召命」、「義認」において外から働かれる神は、「聖化」の諸段階においては聖霊の働きとして、人間の内に働かれると考えられていると言えるであろう。

以上のように『ウェストミンスター信仰告白』と『サヴォイ宣言』に見られる教理の共通性は強調してもしすぎることはない。両者は共通した改革派神学の流れの上に位置づけられるものなのである。では両者において相違している点はどこなのであろうか。『ウェストミンスター信仰告白』と『サヴォイ宣言』を比較し、変更箇所を考察することによって、『サヴォイ宣言』の特徴を明らかにしたい。

第三章 『ウエストミンスター信仰告白』と『サヴォイ宣言』における相違点

一 教会論の変更

『サヴォイ宣言』が『ウエストミンスター信仰告白』と最も異なっている点は教会論に関する箇所である。『サヴォイ宣言』第二十六章「教会について」は大幅に変更されている。また教会論に関する以下の箇所が省略されている。それらは『サヴォイ宣言』第二十一章「キリスト者の自由と良心の自由とについて」の四節（教会の譴責権⁴⁰）と同第二十三章「合法的な誓約と請願について」の六節と七節前半（誓約の義務、拘束性の箇所⁴¹）、および『ウエストミンスター信仰告白』第三十章「教会の譴責について」と同第三十一章「シノッドとカウンシルについて」である。これらはすべて教会会議の権限に関する箇所である。⁴²『ウエストミンスター信仰告白』の省略された項目に関して独立派は、『サヴォイ宣言』の本文に添付された「諸教会の設立」において彼ら自身の見解を詳述している。⁴³彼らの主張した教会論の特徴を短くまとめると、個々の教会に対するプレスビテリーやシノッドの権威を否定し、個々の教会の独立性を主張した点にある。

二 為政者觀の相違

全面的に書き直された第二十四章「為政者について」の三節は、為政者の処罰権について述べられた箇所である。⁽⁴⁴⁾『ウェストミンスター信仰告白』では、為政者は「神のすべての制定が正当に決定、執行、遵守されるために、為政者は権力を持ち、秩序を保つ義務がある。このことをより有効にするため、彼は教会会議を召集し、会議に出席し、またそこで処理されることが一切神の御旨に従ってなされるように備える権能を持つ」と記されている。⁽⁴⁵⁾一方『サヴォイ宣言』では、「福音の告白者や信仰告白を奨励し、促進し、保護する」という為政者の義務を認めつつ、他者を妨害しないならば「福音の教理や神への礼拝の仕方に関する相違においては、為政者が、福音の下で彼らから自由を奪う権限はない」と主張されている。⁽⁴⁶⁾『ウェストミンスター信仰告白』が「秩序を維持する」ための為政者の権威を強調しているのに対して、『サヴォイ宣言』では、「彼らから自由を奪う権限はない」として、為政者の権限を制限した表現となっていることが対照的である。『サヴォイ宣言』の方が、宗教的寛容を認めていると言えるであろう。

三 教理における変更箇所の特徴

『サヴォイ宣言』では、上記に記した教会論や為政者觀に関する箇所以外に、教理に関する項目においても加筆、変更、省略された箇所が散見される。これまでの研究史では、教理に関する項目について、『ウェストミンスター信仰告白』と『サヴォイ宣言』を比較して、変更された箇所を考察するということは余りなされてこなかった。しかしそれらの変更箇所を見てみると、変更の特徴がいくつか浮かび上がってくるのである。その特徴とは、キリストの十字架によ

る贖い、「救済の過程」におけるキリストの働き、恵みの契約などが強調されているという点である。以下その三つの特徴について考察をすすめる。なお『サヴォイ宣言』において変更あるいは加筆された箇所をゴシック体で記すこととする。

(二) キリストの十字架による贖いの強調

『サヴォイ宣言』では、救済論においてキリストの十字架による贖いが強調されている。『ウェストミンスター信仰告白』と『サヴォイ宣言』の第八章「仲保者キリストについて」を比較すると、「このつとめを主イエスは全く快く引き受け、それを果たすために律法の下におかれ、律法を完全に成就された」という文の後に、「そして私たちが負い耐えるべき罰を私たちのために受けられ、私たちの代わりに罪人とされ、あざけられた⁴⁷」という文が付け加えられている。この文を加えることによつて、キリストの仲保者としてのつとめが、人間の負うべき罰に対する身代わりとなることであることがより明瞭になっている。

同様のことが第十一章「義認について」の三節においても見られる。

キリストは義とされたすべての者の負債を、キリストの従順と死によつて完全に償い、十字架の血における⁴⁸自身の犠牲によつて、彼らのために代わつて罰を受けられ、彼らのために神の義に対して適切に真実にかつ十分に償われた。

ここでは「十字架の血における⁴⁸自身の犠牲によつて、彼らのために代わつて罰を受けられ」という文章が挿入され、「十字架の血」におけるキリストの犠牲が強調されている。この文を加えることにより、キリストの贖いの内容が明確

に言い表わされている。

また第十八章「恵みと救いと的確性について」の項において、『ウエストミンスター信仰告白』では「それは、救いの約束の神的真理……に基づいた信仰の誤りなき確信である」という文であったのが、『サヴォイ宣言』では「それは、福音の中に啓示されたキリストの血と義……に基づいた信仰の誤りなき確信である」に変更されている。⁴⁹「救いの約束の神的真理」という語が「福音の中に啓示されたキリストの血と義」という語に変更されているのである。「救いの約束の神的真理」という抽象的な表現が「キリストの血と義」という具体的な表現に書きかえられていることが特徴的である。⁵⁰この具体的な叙述によつて、「キリストの血と義」が救いを確かなものにするという考えが強調されているのである。

以上の変更箇所を示されているように『サヴォイ宣言』では、キリストが人間の代わりに罰を受けられ十字架の血によつて人間の罪を贖われたという救いの内容が、『ウエストミンスター信仰告白』よりも、より明確に表現されていると言えるであろう。このように変更箇所の特徴の一つとして、救済論におけるキリストの十字架の血による贖いがより強調されているという点を挙げる事ができるのである。

(二)「救済の過程」におけるキリストの働きの強調

『サヴォイ宣言』の第十三章「聖化について」における変更箇所を見ると、そこにはキリストの力が働いていることを強調する言葉が付け加えられている。『ウエストミンスター信仰告白』では「有効に召され再生した者たちは、彼らの中に創造された新しい心と新しい霊とを持っているので、キリストの死と復活の力を通して、御言葉と彼らの内に住む御霊によつて、実質的に人格的により聖化される」という文であった。⁵¹それに対して『サヴォイ宣言』では以下のように変更されている。

キリストに結びあわされ有効に召され再生した者たちは、キリストの死と復活の力を通して彼らの中に創造された新しい心と新しい霊とを持っているので、**同様の力を通して**もまた御言葉と彼らの内に住む御靈によつて、**実質的に人格的に**より聖化される。⁵²⁾

『ウェストミンスター信仰告白』においては、「キリストの死と復活の力」は聖化される時に働くものとして言い表されていた。それに対して『サヴォイ宣言』においては、「有効に召され再生した者たち」の語の前に「キリストに結びあわされ」という言葉が付加され、また「キリストの死と復活の力を通して」という語が「彼らの中に創造された」の前にも加えられている。これらの言葉を付け加えることによつて、召命、再生、新たな創造、聖化という「救済の過程」においてキリストが常に関与していることが強調されていると考えられる。「キリストに結びあわされる」ことによつて効果的に召され再生されるということ、そして「キリストの死と復活の力によつて」新たに創造され、聖化されるという考えが明白に表現されている。

「キリストとの結びつき」が重要であるとされている点は、第十七章「聖徒の堅忍について」の項目においても見られる特徴である。ここでは「キリストとの結合、神の誓い」という言葉が新たに付加されて、「聖徒たちのこの堅忍は、……イエス・キリストの功績ととりなしの効力、そしてキリストとの結合、神の誓い……によるのである」という文に変更されている。

このように『サヴォイ宣言』による変更箇所には、キリストの働きを強調する特徴が見られると考えられる。⁵⁴⁾「救いの過程」、つまり有効な召命、再生、新たな創造、聖化の過程において、「キリストとの結合」、そして「キリストの死と復活の力」の働きの重要であると考えられていることが、これらの箇所の変更から読み取ることができる。

(三) 恵みの契約の強調

さらに『サヴォイ宣言』による変更箇所の特徴として、「契約」思想が強調されている点を挙げる事ができる。『サヴォイ宣言』第十五章「いのちに至る悔改めと救いについて」は『ウエストミンスター信仰』の第十五章「いのちに至る悔い改めについて」を全面的に書き改めた章である。『サヴォイ宣言』では「悔い改め」と「救い」が結びつけられて論じられている。この章で特徴的なことは、『ウエストミンスター信仰告白』では用いられていなかった「恵みの契約」という言葉が二回用いられて、神の恵みが強調されていることである。十五章二節では「神は、罪を犯し墮落してしまう信仰者たちを、悔い改めを通して救いへと再生するように、恵みの契約において、憐れみ深く備えておられる⁵⁵⁾」と書かれている。また五節では「それぞれの罪を各々悔い改めること」は、「神が恵みの契約において、キリストを通して、救いに至る信仰者を保持するために備えられたものである⁵⁶⁾」と記されている。「悔い改め」によって「救い」へと至ることは、「恵みの契約」の中で起こることとして言い表されているのである。

『サヴォイ宣言』において、神が人間と結ばれた「契約」が重要な概念として用いられていることは、他の変更箇所においても見られることである。第六章「人間の墮落、罪、刑罰について」を見ると、『ウエストミンスター信仰告白』では「私たちの始祖はサタンの悪だくみと誘惑とによってそそのかさね、禁断の木の実を食べて罪を犯した⁵⁷⁾」という文であったのに対して、この文を『サヴォイ宣言』では以下のようにゴシック体で記した箇所を加筆している。

神は、私たちの始祖と彼らのすべての子孫に対し、わざの契約といのちの契約を結ばれたが、今や彼らは

サタンの悪だくみと誘惑とによってそそのかさね、禁断の木の実を食べて創造の法を故意に犯し、契約を破
つてしまった⁵⁸⁾。

『サヴォイ宣言』における加筆箇所を見ると、人間の墮落を神の「契約」との関係で説明している点が特徴的である。神と結ばれた「わぎの契約といのちの契約」は、私たちの始祖が禁断の木の実を食べて「創造の法」を犯すことによつて破られてしまったと説明されているのである。このように「わぎの契約といのちの契約」の枠組みでアダムの墮落が捉えられていることは注目すべき点である。

同様の特徴は、『サヴォイ宣言』において新しく書き加えられた第二十章「福音についておよび恵みの範囲について」の項においても見られる。⁵⁹⁾この新しい章では以下に記すように、「わぎによる契約」とキリストについての「約束」の両方が記され、両者の関係が述べられている。

わぎによる契約は、罪によつて破られ、いのちに至るために役に立たなくなつた。それゆえ神は選ばれた者を召し、彼らの中に信仰と悔い改めを生じさせる手段として、女より生まれたキリストを与えることを約束することをよしとされた。この約束において福音はその実質として啓示され、罪人たちの回心と救いに対して有効なものとなつた。⁶⁰⁾

この箇所では、「わぎによる契約」が罪によつて破られたため、神はキリストをお与えになるといふ新しい「約束」を下さつたことが述べられている。このように、「わぎによる契約」と「恵みの契約」として表わされている神の「契約」の思想が、人間の墮落と救いを叙述する際に重要な概念として用いられていることが特徴的である。

また『サヴォイ宣言』第八章「仲保者キリストについて」においても、以下のように新しい語を補つて「契約」が強調されている。

神は永遠の目的の中で、神のひとり子であるイエスを、両者の間に結ばれた契約にしたがって、神と人との間の仲保者、預言者、祭司、王、神の教会のかしらであり救い主、すべてのものの継承者、世界の審判者に選任することによしとされた。^⑥

ここでは、「両者の間に結ばれた契約にしたがって」という言葉が付加されている。この言葉を補うことによつて、キリストが「神と人との間の仲保者」として選ばれたのは、神と人との間に結ばれた「契約」に従つたからであるという内容になり、「契約」が強調された表現となつているのである。

このように『サヴォイ宣言』では、神と人間との間に結ばれた「契約」が重要な概念として用いられているということが、変更箇所によつて明らかとなつた。

第四章 おわりに

以上、『ウェストミンスター信仰告白』と『サヴォイ宣言』の教理面における比較を通して、共通に見られる教理の特徴と、変更および加筆された箇所に見られる『サヴォイ宣言』の特徴を考察してきた。

『サヴォイ宣言』は『ウェストミンスター信仰告白』の教理の多くをそのまま受け入れており、両者に共通に見られる教理は、改革派神学の流れの上に位置づけられるものであった。当時の神学的状況において、『ウェストミンスター信仰告白』と『サヴォイ宣言』は、アルミニウス主義とアンテイノミアニズムに反対して、人間の救済における絶対的

な神の主権と、救われた人間の応答の必要性の両方を説いていた。

また変更箇所を見ると、『サヴォイ宣言』では、キリストの十字架による贖いと、「救済の過程」におけるキリストの働きが、より明確な表現を用いて強調されており、また「契約」概念が人間の救いを考える上で重要なものとして用いられていることが明らかとなった。これらの変更は教理的に大幅な変更とまでは言えないとしても、『サヴォイ宣言』の特徴として捉えることができるであろう。

注

- (1) 本稿では独立派と会衆派を同義語に用いる。
- (2) 『サヴォイ宣言』第一章「聖書について」には修正箇所はなく、『ウェストミンスター信仰告白』と一致している。
- (3) 注の中では、『ウェストミンスター信仰告白』を『信仰告白』と、『サヴォイ宣言』を『宣言』と略す。『信仰告白』第一章二節、『宣言』第一章二節。
- (4) 『三十九箇条』第六章では、外典を‘example of life and instruction of manners’¹⁾と評価している。P. Schaff, ed., ‘The Creeds of the Evangelical Protestant Churches’ *The Creeds of Christendom*, vol. 3, New York, 1881, pp.490-491.
- (5) 『信仰告白』第一章三節、『宣言』第一章三節。
- (6) 『信仰告白』第一章七節、『宣言』第一章七節。
- (7) 『サヴォイ宣言』の中心的な起草者の一人であるジョン・オーウェンはアルミニウス主義者のトマス・ムーアとアルミニウス論争を行なっている。オーウェンは *The Death of Death in the Death of Christ* によって反アルミニウス主義の立場を表明している。D. D. Wallace, *Puritans and Predestination*, Chapel Hill, 1982, p.110.

- (8) J. von Rohr, *The Covenant of Grace in Puritan Thought*, Atlanta, 1986, p. 7.
- (9) 『サウオイ宣言』第3章「神の永遠の聖定について」では修正箇所がなく、『ウェストミンスター信仰告白』と一致して
いる。
- (10) 『信仰告白』第三章一節、『宣言』第三章一節。
- (11) 『信仰告白』第三章五節、『宣言』第三章五節。
- (12) 『信仰告白』第五章一節、『宣言』第五章一節。
- (13) 同時代のインストラメントにおける「予定説」に関しては、Wallace, *op. cit.*を参照のこと。
- (14) J. H. Leith, *Assembly at Westminster*, Richmond, 1973, p. 89.
- (15) カルヴァンとカルヴァニストたちの非連続性を強調する研究者と、連続性を強調する研究者が論争を行なっている。たとえばR・T・ケンドルは『ウェストミンスター信仰告白』におけるヘザの影響を指摘し、カルヴァンとの非連続性を強調している。それに反論してP・ヘルムはケンドルのカルヴァン理解を批判しカルヴァンとカルヴァニストたちとの連続性を主張している。R. T. Kendall, *Calvin and English Calvinism to 1649*, Oxford, 1979. P. Helm, *Calvin and the Calvinists*, Edinburgh, 1982. R. A. Muller, 'Calvin and the "Calvinists": Assessing Continuities and Discontinuities Between the Reformation and Orthodoxy,' *Calvin Theological Journal*, vol. 30, 1995, pp. 345-375.
- (16) A. F. Mitchell and J. Struthers, eds., *Minutes of the Sessions of the Westminster Assembly of Divines*, Edinburgh, 1874 (rep. Edmonton, 1991), pp. 150ff, 159ff (以下Minutesを省略)
- (17) Mitchell, 'Introduction', in *Minutes*, pp. lvt. B. B. Warfield, *The Westminster Assembly and Its Work*, New York, 1931, pp. 138-144. Schaff, *op. cit.*, vol. 1, p. 770. 山田園子『イギリス革命とマルシューウス主義』(聖学院大学出版会、一九九七年)一八一頁以下。
- (18) *Minutes*, p. 152.
- (19) *Minutes*, p. 152.
- (20) *Minutes*, p. 154.
- (21) *Minutes*, p. 155.

- (22) 『信仰告白』第三章六節。
- (23) Mitchell, 'Introduction,' in *Minutes*, p. vii. 山田、前掲書、一八五頁。
- (24) 『サヴォイ宣言』においても、『ウェストミンスター信仰告白』と同様に「救済の秩序」の順序にそつて救済論は叙述され
てゐる。
- (25) Wallace, *op. cit.*, p. 106.
- (26) 『信仰告白』第十章二節、『宣言』第十章二節。
- (27) 『信仰告白』第十一章一節、『宣言』第十一章一節。
- (28) 『信仰告白』第十二章、『宣言』第十二章。
- (29) 『信仰告白』第十一章一節、『宣言』第十一章一節。
- (30) 『信仰告白』第十三章一節、『宣言』第十三章一節。
- (31) 『信仰告白』第十三章三節、『宣言』第十三章三節。
- (32) von Rohr, *The Covenant of Grace in Puritan Thought, Atlanta*, 1986, pp. 92-93.
- (33) 『信仰告白』第十四章二節、『宣言』第十四章二節。
- (34) von Rohr, *op. cit.*, p. 67.
- (35) 『信仰告白』第十八章三節、『宣言』第十八章三節。
- (36) 『信仰告白』第十六章二節、『宣言』第十六章二節。
- (37) Wallace, *op. cit.*, p. 142.
- (38) 『信仰告白』第十四章一節、『宣言』第十四章一節。
- (39) 『信仰告白』第十六章三節、『宣言』第十六章三節。
- (40) 『信仰告白』では第二十章。ウェストミンスター會議の議事録によると、『信仰告白』の「キリスト者の自由について」の
項目は、一六四六年十月七日から二十一日まで討議されており、独立派が反対したことが記録されている。*Minutes*, p. 293.
- (41) 『信仰告白』では第二十二章。
- (42) これらの省略箇所は、すべて議會によつて省略された箇所である。議會の下院は、會議の提出した『ウェストミンスター

信仰告白』を第二十章四節、第二十四章四節後半以下、第三十章、第三十一章を省略した形で承認し、タイトルを『キリスト教の信仰箇条』(*Articles of Christian Religion*)に変更した。

(43) 『サヴォイ宣言』における教会論に関しては、拙稿「十七世紀イングランドの独立派の教会論——『サヴォイ宣言』における教会論の神学的考察——」(『神学』六一号、一九九九年)一五八一—七八頁を参照されたい。

(44) ウェストミンスター会議の議事録によると、「為政者について」の項目が討議されていた時、一六四六年十月二十一日に、この三節に対して独立派が反対したという記録が残っている。Minutes, p.297

(45) 『信仰告白』第二十三章三節。

(46) 『宣言』第二十四章三節。

(47) 『宣言』第三章四節。

(48) 『宣言』第十一章三節。この箇所の「神」という語は、変更される前は「彼の父」という語であった。

(49) 『宣言』第十八章二節。

(50) J・R・ビークは、カルヴァン以降の改革派神学における「救いの確信」について研究し、その中でオーウェンをも取り上げている。彼は、第十八章のこの変更には「神学的叙述の正確さを求める」オーウェンの特徴が表れていると考察している。J. R. Beek, *Assurance of Faith: Calvin, English Puritanism, and the Dutch Second Reformation*, New York, 1991, p.237.

(51) 『信仰告白』第十三章一節。

(52) 『宣言』第十三章一節。

(53) 『宣言』第十七章二節。

(54) 『サヴォイ宣言』には「キリスト中心主義」(Christocentrism)が見られると、D・D・ワレスは指摘している。彼は、それをオーウェンの神学の特徴であると考えている。Wallace, *op. cit.*, p.150.

(55) 『宣言』第十五章二節。

(56) 『宣言』第十五章五節。

(57) 『信仰告白』第六章一節。

(58) 『宣言』第六章一節。

- (59) この新しい章は神の恵みを強調するコングレグレーションナリズムの特徴がよく表われている章であると、W・ウォーカーは考
えつゝゐる。W. Walker, ed., *The Creeds and Platforms of Congregationalism*, New York, 1893 (rep. Boston, 1960), p.351.
- (60) 『宣言』第二十章一節。
- (61) 『宣言』第八章一節。